

申 申込先 問 問い合わせ

**家庭用生ごみ処理機および処理容器購入助成金**  
環境課では、生ごみ処理機(電気式)及び処理容器の助成を行っております。市内の販売店で購入後、環境課で手続きを行ってください。

**助成金額** 処理機及び処理容器1基当たりの購入額の2分の1を助成(最大処理機3万円、処理容器3千円)  
※処理機は1世帯につき1基まで。  
※処理容器は1世帯につき1基まで。  
**対象** 市内に住所を有し、1年以上

**行旅死亡人について**  
2月10日、本籍、住所、氏名不詳の60歳代前後の男性の行旅死亡人が、石川公園内にて発見されました。死亡日時が2月9日頃と推定されます。心当たりの方は福祉部保護課までご連絡ください。  
保護課 ☎979-16552

**くらし**

**くらしの情報**  
イベント情報や各種講演会など、市役所からの大切なお知らせです。詳細については、各お問い合わせ先をご確認ください。  
市役所 TEL 974-3111  
総合案内 FAX 973-9819

**5月の婦人がん検診のご案内**  
乳がん検診や子宮頸がん検診を公民館等で受診することができます。また、今年度より子宮頸がん検診の対象者に変更があります。詳細は、4月上旬に発送する健康ガイドをご覧ください。  
日程 5月27日(水)  
場所 上原公民館  
受付時間【午後1時30分〜2時30分まで】  
受付方法【マンモグラフィー検査は予約が必要です。】  
※対象行政区外に居住している方も受診可能です。

**対象** 《子宮頸がん》  
20歳以上で今年度偶数年齢のうるま市に住民票のある女性  
《乳がん》  
40歳以上で今年度偶数年齢のうるま市に住民票のある女性  
**持参物**  
・婦人がん検診受診券(封書)

**健康・福祉**

**5月の集団健診のご案内**  
今年度も5月から集団健診を実施します。ご都合のいい日程を選んで、是非ともご受診ください。  
**対象**  
① 40歳以上の国保加入者  
② 後期高齢者医療保険加入者  
③ 市内在住の19歳〜39歳の方(19歳以上の生活保護世帯を含む)  
**持参物**  
① 国保加入者(40歳以上)  
・ 被保険者証(特定健診受診券一体型)  
・ がん検診受診券  
② 後期高齢者医療保険加入者  
・ 被保険者証  
③ がん検診受診券  
・ 長寿健診受診券  
・ がん検診受診券  
④ 市内在住の19歳〜39歳の方(19歳以上の生活保護世帯を含む)  
・ 生活習慣病予防健診受診券  
健康支援課 保健事業係  
☎973-14960

**【集団健診 日程】**

日程	場所
5月14日(木)	上原公民館
5月18日(月)	石川前原公民館
5月21日(木)	平安座公民館
5月25日(月)	石川地区公民館
5月28日(木)	昆布公民館

【受付時間】午前 8時30分〜11時まで

**5月の集団健診のご案内**  
健康保険証または、その他身分証  
※子宮頸がん受診の方はスカート着用  
※乳がん検診(マンモグラフィー検査)は予約が必要となります。  
健康支援課 保健事業係  
☎973-14960

**5月の集団健診のご案内**  
健康保険証または、その他身分証  
※子宮頸がん受診の方はスカート着用  
※乳がん検診(マンモグラフィー検査)は予約が必要となります。  
健康支援課 保健事業係  
☎973-14960

**成人式について意見を募集します。**

お問合せ先 生涯学習スポーツ振興課 ☎989-3110

**成人年齢が引き下げられます!**  
民法の改正により、2022(令和4)年4月から成人年齢が18歳に引下げられます。2022年4月1日の時点で、2002年4月2日生まれから2004年4月1日生まれまでの方は、成年に達し、2004年4月2日生まれ以降の方は、18歳の誕生日に成年を迎えることになります。



**一緒に考えよう!成人の集い**  
この改正により、翌年2023(令和5)年1月に行われる成人式では、3学年が一度に対象となります。  
うるま市では、「3学年を別日程で行う」「時間をずらして行う」または成人年齢引下げ後も20歳で式典を行うなど、様々な案について検討しています。  
**今後どのような成人式がいいのか、広くみなさまのご意見を募集します。**

**募集期間** 5月10日(日)まで  
**送付先** FAX: ☎989-3112 MAIL: kyo-syougaku@city.uruma.lg.jp

**地域活動支援助成事業募集**

**募集期間: 4月1日(水)~5月8日(金)**

うるま市では、地域が主役のまちづくり、協働のまちづくりに向けた市民の意識の高揚と市民参画を図ることを目的とした「うるま市地域活動支援助成事業」を実施し、うるま市において自治会やNPO、ボランティア団体などが実施する主体的、公益的な地域活動を支援しています。  
みなさんの地域がこんな風になったらいいなあ~という思いを実現するために問題や課題に取り組むため、地域のみなさん(団体)で行う事業であれば、事業内容は自由です。

**助成額: 上限40万円 (40万円以下の事業でも申請可能です。)**

- 地域活動団体の要件は...**
- ① 主たる活動の場がうるま市にある団体
  - ② 3人以上が、市内に在住する成人で構成される団体
  - ③ 会則等が整備され、会計面を含めた運営等が適正に行われている団体
- 対象となる事業は...**
- ① 地域課題の解決を図る事業
  - ② 地域コミュニティの活性化に資する事業
  - ③ 地域や市の特徴を生かし、その魅力を高める事業
  - ④ その他市長が適当と認めた事業
- ※詳しい内容については要綱・要領をご確認ください。

要綱・要領・様式等は市民協働課で配布するほか、うるま市HPからもダウンロードすることができます。

**助成金に関するお問合せは** 市民部市民協働課 TEL: 973-5487  
**ホームページは** 「うるま市→トップページ→自治会・地域・非営利団体→うるま市地域活動支援助成事業」をご覧ください。

令和元年度活動報告会を4月上旬に開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となりました。

**令和2年4月1日 開始 重大な消防法令違反の建物を公表します**

うるま市消防本部は、重大な消防法令違反のある防火対象物の違反内容を公表し、建物の利用者自らが建物の危険性に関する情報を把握し、利用を判断できるよう、うるま市火災予防条例第42条の4の規定に基づき、令和2年4月1日から違反対象物の公表を行います。

- 1. 公表の対象となる防火対象物(建物)**  
不特定多数の者が出入りする飲食店、集会場、ホテル、避難困難者の利用する福祉施設、病院など人命に多大な被害を出すおそれがある建物で重大な消防法令違反のあるものが対象です。
- 2. 公表の対象となる重大な消防法令違反**  
設置義務がある消防用設備等のうち、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の設置義務があるにもかかわらず、これらの設備が一切設置されていないものが公表の対象です。

うるま市消防本部 予防課 ☎975-2119